

令和3年9月8日

朝倉市長 林 裕二 様

平成29年7月九州北部豪雨朝倉被災者を支える会

代表世話人 坂口 裕亮

(連絡先) 〒838-0068 福岡県朝倉市甘木1193番1

弁護士法人奔流 法律事務所 朝倉オフィス (気付)

TEL 0946-23-9933 FAX 0946-21-5100

平成29年7月九州北部豪雨からの復興・生活再建に関する要望書

第1 はじめに

当会は、平成29年7月九州北部豪雨からの復興・生活再建を支援する目的のもと活動を行ってきた団体です。

平成29年7月九州北部豪雨の発災から4年が経過し、被災者の抱える問題も個別化し、複雑化しています。また、本年（令和3年）は朝倉市が策定した復興計画上、「復旧期」から「再生期」への過渡期に入っています。

そこで、この度、当会では、被災者の生活再建等に関するニーズを明らかにすべく、災害公営住宅杷木団地、柿添団地及びその他朝倉市在住の被災者合計50世帯に聞き取り調査を実施いたしました。

その結果を踏まえて、次のような支援・政策を実施・検討していただきたく要望する次第です。

第2 要望の趣旨及び理由

1 被災者生活再建支援金（加算支援金）について

朝倉市は、令和3年7月20日に被災者生活再建支援金（加算支援金）の

申請期限が令和4年8月4日に延長された旨公表した。かかる延長は、未だ長期避難区域解除の目途すら立っていない地域があることや復旧工事が未了のために自宅再建の決断ができない世帯があることを考慮しての判断と思われる（当会の聞き取り調査では、復旧工事未了又は経済的な理由により被災前の居住地域での生活再建の目途が立たない世帯が41世帯あった。）。

上記申請期限までに自宅再建の決断ができない世帯も出てくると思われるので、関係省庁に対して、単年度ごとの延長申請ではなく、申請期限を長期避難指定の解除やレッドゾーンの解除を基準として設定する旨（具体例として解除後〇年以内等）を要望し、協議されたい。

2 地域支え合いセンター事業について

(1) 当会の聞き取り調査の結果、地域支え合いセンター事業自体を知らない
と回答した世帯が6世帯、発災後地域支え合いセンター職員による訪問・
連絡を受けた記憶がないと回答した世帯が9世帯、同職員による支援が
役立ったと回答した世帯が12世帯、役に立たなかったと回答した世帯
が20世帯あった。

そこで、

ア これまでの地域支え合いセンター事業の評価及びその公表

イ 全被災世帯の支援区分の見直し

ウ NPO法人等災害支援を目的とした団体との定期的な情報共有会
議の設置

エ NPO法人等災害支援を目的とした組織と連携したニーズの把握
や個別支援計画の立案

を実施されたい。

上記アについては、今後朝倉市における実施方法や方針を検討するにあたって、また、将来発生しうる災害に向けて、より実効的な事業にするにも必須と思われる。朝倉市が同事業を直接実施することとした理由及び今後朝倉市がいかなる方針並びに方法のもと同事業を実施していくの

かも併せて明らかにされたい。

上記ウ・エについては、この度の災害では発災当初から各種組織・団体が復興・生活再建に尽力してきた経験を踏まえて、朝倉市にて、それらの団体を構成員とした組織を設置し、平時より発災後各フェーズに応じて人員体制も含めた支援計画を策定することで円滑に支援を実施できるものとする。

特に、生活再建に向けた個別支援を行うにあたっては、支援員の育成を平時から実施することで初めて実効的な災害ケースマネジメントをすることができるものとする。

- (2) 他の被災地では発災後相当期間経過してから発見される在宅被災世帯に関する課題も散見される。

そこで、速やかに

ア 在宅被災世帯への支援経験を持つNPO法人等の組織と連携の上、在宅被災世帯の調査

(注：在宅被災世帯…り災証明の申請を行っていないなかったり、公的支援制度の利用があっても資金が足りず、家の修繕が不十分な世帯などのこと。)

を実施されたい。

3 コミュニティの維持・再生

- (1) 朝倉市は、令和3年3月付朝倉市復興実施計画において、被災者交流活動支援事業補助金事業を掲げている。

もともと、災害による人口の過疎化の防止や集落の存続のためには、当該コミュニティで生活基盤を築けることが必要であるとする。

そこで、被災者交流活動支援事業補助金事業に加え、

ア 被災地域のまちづくりを促進する事業

を実施されたい。

- (2) また、上記(1)に関連して、当会の聞き取り調査の結果、被災をきつ

かけに営農再開を断念した世帯が12世帯確認された。被災者の離農は、当該被災者の収入減だけではなく、休耕地の増加による弊害や地域コミュニティの維持・再生に悪影響を及ぼすものと思われる。

そこで、

ア 営農再開希望者への耕作地購入又は賃借に関する情報提供の充実

イ 営農再開希望者への農機具購入費用等の助成制度の拡充

ウ 営農を中心としたまちづくりに取り組む地域への支援

エ その他休耕地の発生防止・解消に向けた施策

を実施されたい。

特に、上記ウについては、各種制度に関する情報提供にとどまらず、支援員を派遣するなどして「コーチング」によるまちづくり支援を行うことが必要であると考えます。

4 災害公営住宅の賃料について

災害公営住宅の入居者の多くは、被災前は持ち家に居住しており、定期的な住居費の負担のない生活を送ってきた。しかし、災害公営住宅入居後においては、賃料の負担により生活が圧迫されている世帯や今後賃料の変動による不安を抱えている世帯がある。

そこで、

ア 経済的支援策の検討

イ 賃料の変動に関するきめ細やかな情報提供

を実施されたい。

5 自治会費について

避難元の行政区と避難先の行政区が異なる被災者の中には、両行政区に対して自治会費を支払っている者がいる。その根本的な原因には、避難元の行政区の住民が避難により減少したことで、自治会の収入が減少していることにあるものと思われる。

そこで、

ア 義援金等の活用も視野に入れ、被災した行政区に対する経済的支援及びそれに伴う自治会費の二重払いの解消に向けた関係各所との協議を実施されたい。

6 コミュニティバス（杷木団地）の運用について

杷木団地は、その立地上、交通手段のない高齢者にとっては、スーパーや医療機関等日常生活に必須となる施設を十分に利用することが難しい、又は利用のために経済的負担が大きい状況にあるという声が聞かれた。

また、本年においては、7月時点で杷木団地住民によるコミュニティバスの利用者がいなかったとのことであり、交通手段として機能していないことは明らかである。

そこで、

ア コミュニティバスを利用していない住民へのアンケート調査

イ コミュニティバスの利用方法の見直し

ウ 運行本数の拡充

エ タクシー券の配布等コミュニティバス以外の交通手段の提供ないし助成

等、杷木団地住民全体に利便性の高い交通手段を提供する手段を検討されたい。

7 郵便ポストの設置

上記6のとおり、杷木団地の住民の中には交通手段に乏しい方がおり、日常生活に不便を感じざるを得ない状況にある。

そこで、少しでも利便性を高めるために

ア 災害公営住宅内に郵便ポストの設置に向けて関係各所と調整されたい。

8 その他情報提供の徹底及び情報提供の実施状況に関する一元管理

当会の聞き取り調査では、復旧工事の進捗や支援制度に関する情報が十分に提供されていないという意見が散見された。

特に、高齢者においては「申請書類や広報物の文字が小さくて読めない」という声も聞かれた。

各行政区や復旧工事の施工業者によって、情報提供の方法やタイミング、内容にばらつきがあるものと思われる。

そこで、

ア 情報提供の方法の見直し

イ 各行政区や復旧工事の施工業者による情報提供を含めた情報提供の実施状況の一元管理

を実施されたい。

例えば、各行政区や復旧工事の施工業者からの情報提供につき、その内容、情報提供の方法、タイミング等につき、一定のルールを設けた上で、朝倉市にて、市民に発信された情報を把握することが必要であると考えます。

第3 最後に

当会による聞き取り調査の対象は被災世帯のごく一部に過ぎませんが、それでも以上に述べてきたような課題が浮き彫りとなり、それぞれの課題に対する支援・施策が必要であることが明らかになりました。

つきましては、朝倉市におかれましても、被災者全世帯を対象としたアンケート調査等を可及的速やかに実施していただき、被災者が抱える現時的な課題をより網羅的に洗い出すとともに、復興実施計画の適宜の見直しも含めて、これからの支援・政策に活かしていただきますよう、要望いたします。

以上